

「DISCLOSURE 2023」開示項目

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

単 体

●第132条に基づく開示項目

	本編	資料編		本編	資料編
1 金庫の概況及び組織に関する事項			4 金庫の事業の運営に関する事項		
(1) 事業の組織	16		(1) リスク管理の体制	20	25~27
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	16		(2) 法令遵守の体制	21	
(3) 会計監査人の氏名又は名称		8	(3) 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況	4~12	
(4) 事務所の名称及び所在地	28~29		(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	22	
2 金庫の主要な事業の内容		24	5 金庫の直近の2事業年度における 財産の状況に関する事項		
3 金庫の主要な事業に関する事項			(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分 計算書又は損失金処理計算書		2~8
(1) 直近の事業年度における事業の概況	13~15		(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況		9	①破綻先債権に該当する貸出金		17
(3) 直近の2事業年度における事業の状況			②延滞債権に該当する貸出金		17
①主要な業務の状況を示す指標			③3月以上延滞債権に該当する貸出金		17
ア.業務粗利益及び業務粗利益率		9	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金		17
イ.資金運用収支、役員取引等収支及び その他業務収支		9	(3) 自己資本の充実の状況		18~27
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回及び資金利鞘		9	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は 契約価額、時価及び評価損益		
エ.受取利息及び支払利息の増減		10	①有価証券		13~15
オ.総資産経常利益率		10	②金銭の信託		14
カ.総資産当期純利益率		10	③規則第102条第1項第5号に掲げる取引 (デリバティブ取引)		14
②預金に関する指標			(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		21
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高		10	(6) 貸出金償却の額		21
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高		10	(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金 処分計算書又は損失金処理計算書について 会計監査人の監査を受けている場合には その旨		8
③貸出金等に関する指標			●第135条第3項に基づく開示項目		
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高		11	報酬等に関する事項であって、金庫の業務 の運営又は財産の状況に重要な影響を与 えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		16
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高		11			
ウ.担保の種類別(当金庫預金積金、有価証 券、動産、不動産、保証及び信用の区分) の貸出金残高及び債務保証見返額		11			
エ.用途別(設備資金及び運転資金の区分) の貸出金残高		11			
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合		11			
カ.預貸率の期末値及び期中平均値		11			
④有価証券に関する指標					
ア.商品有価証券の種類別の平均残高		12			
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高		12			
ウ.有価証券の種類別の平均残高		12			
エ.預証率の期末値及び期中平均値		12			

「DISCLOSURE 2023」開示項目

連 結

●第133条に基づく開示項目

	本編	資料編		本編	資料編
1 金庫及びその子会社等の概況に関する事項					
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		28	③3月以上延滞債権に該当する貸出金		36
(2) 金庫の子会社等に関する事項		28	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金		36
2 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項			(3) 自己資本の充実の状況		37~44
(1) 直近の事業年度における事業の概況		28	(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの		29
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標		28	(セグメント情報)		
3 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項					
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書		29~35			
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額					
①破綻先債権に該当する貸出金		36			
②延滞債権に該当する貸出金		36			

●第135条第3項に基づく開示項目

報酬等に関する事項であつて、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

36

■バーゼルⅢに基づく開示(自己資本の充実の状況)

単 体

	本編	資料編
自己資本の構成に関する開示事項		18
定量的な開示事項		
自己資本の充実度に関する事項		19
信用リスクに関する事項		20~22
信用リスク削減手法に関する事項		22
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		22~23
証券化エクスポージャーに関する事項		23
出資等エクスポージャーに関する事項		24
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		24
金利リスクに関する事項		24
定性的な開示事項		25~27

連 結

	本編	資料編
自己資本の構成に関する開示事項		37
定量的な開示事項		
その他金融機関等であつて信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		38
自己資本の充実度に関する事項		38
信用リスクに関する事項		39~41
信用リスク削減手法に関する事項		41
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		41
証券化エクスポージャーに関する事項		41
出資等エクスポージャーに関する事項		42
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		42
金利リスクに関する事項		42
定性的な開示事項		43~44

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づく開示項目

	本編	資料編
金融再生法開示債権／金融再生法開示債権保全状況		17